明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（四〇九）　三
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四一〇）　四
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一一）　七
○子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四一二）　一〇
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一三）
○国民年金法施行令の一部を改正する政令（四一四）
○トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（四一五）

〔府令・省令〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務**五）　二
〔省令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九四）　二
〔規則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**一一）　二
〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五六八）　二
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジイソシアナートについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（**財務**三九〇）　三
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**二〇四四）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一一八六）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一三七）　三
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件（**環境**一三四）　四

〔国会事項〕

官庁
建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

〔人事異動〕

法務省　外務省　諸事項　四

〔皇室事項〕　四

〔公告〕　四

本号で公布された法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇九号）（警察庁）　四

1　改正の内容

本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合として、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）第一四条の二に規定する船舶観光上陸を加えることとした。

2　施行期日

この政令は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四一〇号）（環境省）　四

一　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」とすることとした。

2　許可に係る措置命令等の環境大臣の権限の一部を行う職員の要件に、鳥獣の管理に関する行政事務に従事した者及び大学又は高等専門学校において鳥獣の管理に関して必要な課程を修めて卒業した者を追加することとした。

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　銃砲刀剣類所持等取締法第一〇条第二項第一号に掲げる有害鳥獣駆除について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による許可に係る鳥獣の管理の目的でする鳥獣の捕獲等とすることとした。

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。　二九